



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義：日本での理容業、美容業を含むヘアサロンを対象とする。ただし、エステティック、マッサージを行う場合も含む。

1. 外資参入規制	
(1) 外資参入の可否	外資100%で参入可。 ※2007年に加盟したWTO(サービス分野)公約のリスト一覧に、理容・美容分野は記載されておらず、外資100%で参入可能か否かは当局の裁量に属する。一方、理容・美容分野は投資法6条に規定する投資禁止分野に該当せず、また、外資100%により参入した企業もあるため、参入可能であると考えられる。ただし、マッサージ業は、条件付き投資経営分野リストに記載されている(投資法別表4の5番目)。 ※政令108/2006/ND-CP号は失効した。
(2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	特になし。
(3) 最低資本金に関する規制	特になし。
(4) その他、外資に対する特殊な規制	法令上の規定はないが、実務上、投資計画実現能力の審査にあたり、投資家の当該ビジネスにおける経験、財務能力等が厳しく審査される。
(5) (1)～(4)の根拠法	WTO(サービス分野)公約 ※2003年に署名した日越投資協定によれば、外資に関して投資を規制する記述がないことから、従前より外資規制はないと考えられたものの、実務上は、当該協定は外資規制がないことの法的根拠とはなっていなかった(現在もなっていない)。
(6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	外資100%の企業がある。
2. 投資奨励策・外資優遇措置	
(1) 投資奨励業種の該非	投資奨励の対象外。
(2) 税制優遇措置等	特になし。
(3) 投資奨励の運用実態	特になし。



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義：日本での理容業、美容業を含むヘアサロンを対象とする。ただし、エステティック、マッサージを行う場合も含む。

3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)

(1) フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	有り。
(2) 関連法規がある場合は、その名称	<p>Commercial Law(ベトナム商法)、Decree Detailing the provision of the Commercial Law on Commercial Franchising(Decree No.35/2006/ND-CP)、Circular Guiding the Commercial Franchising Registration(Circular No.09/2006/TT-BTM)、Decree Amending and Supplementing Administrative Procedures Provided in a Number of Decrees Detailing the Commercial Law(Decree No.120/2011/ND-CP)、Decree on the penalties of administrative violations in commercial activities, production of, trading in counterfeit goods or banned goods and protection of consumer rights (Decree 185/2013/ND-CP), Decision on Collection, management and use of fees for registration of franchising activities (Decision 106/2008/QD-BTC)</p> <p>●ベトナム商法(日本語版) https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_21.pdf</p>
(3) 登録・許認可制度がある場合は、その内容	<p>■海外からのフランチャイズ(外国のフランチャイザーがベトナムでフランチャイザーとなる場合、外国のフランチャイザーがベトナム企業とマスター・フランチャイズ契約を締結する場合)は商工省にフランチャイズ登録が求められている(Commercial LawおよびDecree No.35)。</p> <p>■次の各号に該当する違反行為に対しては罰則(500万ドンから1,000万ドンの罰金)があるので注意(Decree No. 185/2013/ND-CP Article 95.3.a)。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) フランチャイズ登録をしなかった場合。 b) 登録時の条件を満たさないまま、フランチャイズ・ビジネスでサービスを提供した場合。 c) 登録済のフランチャイズ・ビジネスの変更点に関し、適切な省の管理当局に通知しなかった場合。 <p>●商法第291条1項: Article 291.– Registration of commercial franchises “1. Before granting commercial franchises, intended franchisors must register them with the Trade Ministry.”</p> <p>●Decree No. 35/2006/ND-CP Article 18.1a: Article 18. Decentralization of responsibility to register franchising “1. The Ministry of Trade shall register the following franchising activities: a) Franchisings from overseas into Vietnam, including franchisings from export processing zones, non-tariff areas or separate customs areas specified by Vietnamese law into the Vietnamese territory;”</p> <p>●Decree No. 185/2013/ND-CP Article 95.3.a: Article 95. Acts of violation on providing commercial franchise “3. A fine of between VND 5,000,000 and VND 10,000,000 shall be imposed on one of following acts of violation: a) Fail to register commercial franchise activities as prescribed; b) Provide commercial franchise when conditions have not satisfied yet as prescribed; c) Fail to notify the competent state management agencies on changes in commercial franchise activities as prescribed.”</p>
(4) 登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	<p>商工省 ; Ministry of Industry and Trade ※オンライン登録は認められていない。 ※手続に関する案内情報(ベトナム語のみ) http://kstthc.moit.gov.vn/VN/Dich-vu-cong-truc-tuyen/Cap-Giay-phep-nhuong-quyen-thuong-mai-giuu-thuong-nhan-nuoc ngoai-va-thuong-nhan-Viet-Nam/107.html</p>



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義：日本での理容業、美容業を含むヘアサロンを対象とする。ただし、エステティック、マッサージを行う場合も含む。

(5)登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容	<p>外国企業がベトナムでフランチャイザーとしてフランチャイズビジネスを行うに当たっては、少なくとも1年以上、そのビジネスを営業していることが求められる(その営業経験は、ベトナム国内外問わない)。ベトナム企業がフランチャイザーとしてフランチャイズビジネスを行うに当たっても同様(政令35/2006/ND-CP号5条1項前文)。ベトナム企業が外国フランチャイザーのマスター・フランチャイジーとなって、サブ・フランチャイズを行う場合、当該ベトナム企業は少なくとも1年以上、フランチャイズ方式でそのビジネスをベトナム国内で営業していることが求められる(政令35/2006/ND-CP号5条1項後文)。つまり、外資子会社がベトナムでマスター・フランチャイジーになるためには、①(親会社がベトナム国外でビジネス経験が1年以上ある場合)ベトナムで外資子会社を設立すると同時に親会社とフランチャイズ方式で事業を行い、1年間事業を行った後に、サブ・フランチャイズを始める。②(親会社がベトナム国外でビジネス経験がない場合)ベトナムで外資子会社を設立後、1年間事業を行い、フランチャイザーになる要件を整えた後、さらに1年間フランチャイザーとして事業を行った後に、サブ・フランチャイズを始める、ということになる。したがって、外資にとっては、外資子会社を作つてマスター・フランチャイジーとすると、このような煩雑で時間が掛かる手続きが求められるという理由から、ベトナム企業にマスター・フランチャイジーになってもらうことが多いとみられる。また、そもそも、外資規制の兼ね合いから、業種によって「ベトナム国内で営業している(直営店を運営している)」という条件を満たすことが難しいため、ベトナム企業にマスター・フランチャイジーとなってもらうことが現実的である場合も多いとみられる。</p> <p>●Decree No. 35/2006/ND-CP Article 5: Article 5. Conditions for the franchisor "A trader shall be permitted to grant commercial rights when fully satisfying the following conditions: 1. The business system intended for franchise has been in operation for at least one year. Where a Vietnamese trader is the primary franchisee of a foreign franchisor, such Vietnamese trader must conduct business by mode of franchising for at least one year in Vietnam before sub-franchising. 2. Such trader has registered franchising with the competent agency defined in Article 18 of this Decree. 3. The in-business goods and/or services covered by commercial rights do not violate the provisions of Article 7 of this Decree."</p>
(6)外資が子会社を設立し、その子会社をマスター・フランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)	<p>外資が子会社を設立し、その子会社がフランチャイズビジネスを行うに当たっては、少なくとも1年以上、そのビジネスを運営することが求められる(政令35/2006/ND-CP号5条1項前文)。外資子会社がマスター・フランチャイジーとなるためには、少なくとも1年以上、フランチャイズ方式でそのビジネスを運営することが求められる(政令35/2006/ND-CP号5条1項後段)。(注)当然に外資が子会社を設立することに関しては、1. 外資参入規制の適用を受ける点は留意。その他、3. (5)も合わせて参照。</p>
(7)現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。	-



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義：日本での理容業、美容業を含むヘアサロンを対象とする。ただし、エステティック、マッサージを行う場合も含む。

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

(1)企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)	<p>■中央直轄市・省の計画投資局にInvestment Registration Certificate(IRC:投資登録証明書)の申請を行い(投資法36条1項a)、IRCが発行された後、Enterprise Registration Certificate(ERC:企業登記証明書)の申請を行う(企業法27条)。申請から3営業日以内にERCが発行された後、30日以内にERCの内容および経営分野、業種、および発起株主および外国投資家である株主の名簿をNational Business Registration Portal(NBRP:企業登記ポータルサイト)で公開しなければならない(企業法33条)。</p> <p>マッサージ業については、保健省の事前の承認を要する(内資企業も含む)。</p> <p>■IRC審査にあたっては、交通状況や都市計画に沿うか等を確認するため、計画投資局が交通局や人民委員会の意見聴取を行う場合がある。</p> <p>■マッサージは条件付き投資分野リスト(マッサージ業)に含まれており、事前登録申請手続き(規定されたライセンスを保有する医師との労働契約の締結(通達11/2001/TT-BYT号I項目1条d号)、消防能力証明書(通達33/2010/TT-BCA号4条3項b号)の申請、治安・秩序証明書(政令96/2016/ND-CP号3条5項)の申請)が必要。マッサージ業の経営に際しては、(1)マッサージ技術責任者の医師が在籍していること、(2)ライセンスを持つマッサージスタッフがいること、(3)一定の要件を満たしたマッサージ施術室を設置していること(以上、通達11/2001/TT-BYT号 II)、(4)顧客の貴重品を保管する安全な場所を有すること、(5)男性用の部屋は女性用の部屋と別であること(以上、政令96/2016/ND-CP号30条)を全て満たさなければならない。</p> <p>■環境保護計画登録書の申請を地区の人民委員会に対して行う必要がある(政令18/2015/ND-CP号18条1項)。</p>
(2)ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法	2. 営業許可参照
(3)出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)	法令上の規定はないが、実務上、交通状況や都市計画等に沿う必要がある。 政令第33/2010/ND-CP号4条2項により、法律で禁止されている地域では営業できない。実務上は、路面店は当該土地の権利関係書類、環境保護証明書取得のための書類が揃わないことが多く、困難。他方で、ショッピングセンターでは上記書類が揃うことが多く、路面店に比し、容易といえる。
(4)営業開始後の検査・報告等 (定期検査・定期報告・情報開示義務など)	<p>■消防用設備に関する定期点検が必要。</p> <p>法的根拠:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政令79/2014/ND-CP号5条、18条2項 ・通達66/2014/TT-BCA号10条 <p>■市場管理局により取扱い商品を隨時監査され得る。</p> <p>■マッサージ業については、定期報告をする必要があり(政令96/2016/ND-CP号25条)、保健省、保健局、公安局の監査があり得る。</p>
(5)営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)	IRC取得手続において、投資計画実現能力の審査にあたり、投資家の当該ビジネスにおける経験、財務能力等が厳しく審査される。



外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義：日本での理容業、美容業を含むヘアサロンを対象とする。ただし、エステティック、マッサージを行う場合も含む。

5. 就業者に必要な資格	
(1) 就業者の資格所持要件	<p>■資格・ライセンスは不要。各店舗、あるいは中央直轄市・省の労働傷病兵社会局の許可証を持つ学校・センターで技術を修得する。同学校・センターで必要な課程を修了すると、卒業証明書または修了証明書が授与される。ただし、マッサージの場合は条件付き業種のため、技術責任者、マッサージスタッフはライセンスが必要(通達41/2011/TT-BYT号)。</p> <p>■日本で発行された資格・ライセンスは、日越経済連携協定(JVEPA)により、ベトナムで認められる。</p>
(2) 外国人雇用の可否・制限	<p>ベトナムの法律に基づき設立された企業、機関組織で働く外国人労働者は労働許可書(ワークパーミット)の取得が義務付けられている。ただし、免除対象に該当する場合はこの限りでない(労働法10/2012/QH13号169条1項d号、172条)。</p> <p>雇用者は、外国人労働者の新規・追加・代変採用予定者の少なくとも30日前までに、本社所在地の地域の労働局に対して、外国人労働者の雇用が必要である旨を説明する報告書(職位、人数、専門、経験、給与、労働時間などの情報を含む)を提出する(政令11/2016/ND-CP号4条1項a号)。報告書提出から承認されるまでの期間は15日以内であるが、実際は承認を取得できるまで約4~6週間要している。</p> <p>●労働法 https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_34.pdf</p>
(3) 外国からの短期出張者による指導の制限	<p>政令第11/2016/ND-CP第7条2項e号によると、専門家、管理者、代表取締役社長、技術者としてベトナムで従事し、勤務期間が30日未満および年間の勤務期間の合計が90日以下の外国人労働者は労働許可証を取得する必要はない。</p> <p>また、ビザ免除(15日以内)でベトナムへ入国する場合、前回のベトナム出国日から30日以上経過していなければビザ免除で再度入国することができない(出入国管理法第20条1項)。</p> <p>実態としては、15日以内であればビザ免除、3か月以内であればビジネスビザで入国して指導していることが多く、当局による摘発事例も聞かないが、法令上は、許容されているとはいえないで注意が必要である。</p> <p>●出入国管理法 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/VNimmigr_control_201406.pdf</p>
(4) 現地人雇用義務	特になし。
(5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	特になし。
6. その他	
(1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたつて注意すべき点	
(2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	3. 手続きフロー参照